

令和3年度処遇改善交付金の主な使途

1. 介護職員処遇改善加算の主な使途

介護職員

- ① 基本給の増額
- ② 業務手当において増額
- ③ 処遇改善手当として支給

各事業所によって異なり、30,000円～15,000円を支給

2. 介護職員特定処遇改善加算の主な使途

介護職員

- ① 経験・技能のある介護職員

設定基準・・・介護福祉士を取得後10年、当法人連続10年以上のものとする。

特定処遇改善手当として支給

各事業所によって異なり12,000～26,000円を支給

- ② その他の介護職員

経験・技能のある介護職員以外の介護職員

特定処遇改善として支給

各事業所によって異なり5,500円～10,000円を支給

- ③ その他の職種

- ① ②以外の職員（特定処遇改善算定事業所に勤務で年収が440万以下の職員特定処遇改善手当として支給

各事業所によって異なり2,000円～5,000円を支給

職場環境等要件に基づいて実施した取り組みについて（全体）

入職促進に向けた取り組み	他産業からの転職者、主婦層、中高年等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 職業体験受入や地域行事への参加や主催に等による職業魅力度向上の取り組みの実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度導入
料率支援多様な働きからの推進	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 雇用管理改善のための管理者に対する研修などの実施

